

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2022年2月14日

【四半期会計期間】 第103期第3四半期(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)

【会社名】 株式会社京都ホテル

【英訳名】 THE KYOTO HOTEL, LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 福永 法弘

【本店の所在の場所】 京都府京都市中京区河原町通二条南入一之船入町537番地の4

【電話番号】 京都075(211)5111(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 西川 治彦

【最寄りの連絡場所】 京都府京都市中京区河原町通二条南入一之船入町537番地の4

【電話番号】 京都075(211)5111(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 西川 治彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第102期 第3四半期 累計期間	第103期 第3四半期 累計期間	第102期
会計期間	自 2020年 4月 1日 至 2020年12月31日	自 2021年 4月 1日 至 2021年12月31日	自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日
売上高 (千円)	2,993,889	3,191,977	3,847,484
経常損失() (千円)	1,498,503	766,233	1,940,968
四半期(当期)純損失() (千円)	1,505,289	321,701	1,968,664
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)			
資本金 (千円)	1,268,924	100,000	1,568,916
発行済株式総数 (株)	11,091,400	12,066,400	12,065,400
純資産額 (千円)	567,707	1,382,614	704,316
総資産額 (千円)	19,194,102	17,182,962	17,084,932
1株当たり四半期(当期)純損失() (円)	135.72	27.51	176.31
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)			
1株当たり配当額 (円)			
自己資本比率 (%)	3.0	8.0	4.1

回次	第102期 第3四半期 会計期間	第103期 第3四半期 会計期間
会計期間	自 2020年10月 1日 至 2020年12月31日	自 2021年10月 1日 至 2021年12月31日
1株当たり四半期純利益又は 四半期純損失() (円)	9.96	1.02

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第3四半期累計期間及び当第3四半期会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、1株当たり四半期(当期)純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。
また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」からの重要な変更があった事項は以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において、当社が判断したものであります。

重要事象等について

当第3四半期累計期間において当社は、営業損失1,495百万円、四半期純損失321百万円を計上しました。前年同期に比して業績は上回ったものの、新型コロナウイルス感染症の影響による事業環境の不確実性はいまだ高い状況にあるため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。当社では前事業年度の有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載した対応策に加え、第2四半期会計期間において固定資産を譲渡し、また、第三者割当による優先株式の発行等を実施いたしました。

当社ではこれらの対応策を実行したことで、当面の資金繰りに懸念はないと判断しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、これにより当第3四半期累計期間の売上高は35百万円減少し、売上原価は8百万円減少し、販売費及び一般管理費は26百万円減少しております。なお、営業損失、経常損失及び税引前四半期純損失への影響はありません。詳細は「第4 経理の状況 1四半期財務諸表 注記事項(会計方針の変更)」に記載しております。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動の制限や停滞により、厳しい状況が続いておりましたが、ワクチン接種の普及拡大等による感染者数の減少傾向から、経済回復への期待感が高まりつつありました。しかしながら、原油高騰による物価高や、新型コロナウイルスの変異株による更なる拡大により、依然として先行きの不透明な状況が続いております。

京都のホテル業界におきましては、緊急事態宣言等による国内移動の規制及び飲食を伴う営業の自粛要請等の解除により、緩やかに観光や出張等の宿泊を中心とするホテル利用客が増加傾向にありました。

このような状況の中、当社では、ホテル従業員及び関連スタッフの新型コロナウイルス感染予防対策の徹底した取り組みを実施し、お客様の安心安全を第一に、宿泊・宴会・飲食等の各ご利用に合わせたガイドラインを作成し、ご案内しております。このように営業活動が制限され、ホテルの売上の回復に時間を要する中、抜本的な経費削減の徹底を引き続き実施しております。加えて、「京都ホテルオークラ別邸京料理栗田山荘」の売却や、第三者割当による優先株式の発行により、さらなる財務基盤の強化、運転資金の確保等を実施いたしました。また、十分な感染対策を施したうえで、ブッフェレストランの再開やホテル主催のクリスマスディナーショー等を開催することで、緩やかにコロナ禍前の状況に戻しつつ、営業活動を行ってまいりました。

この結果、当第3四半期累計期間の業績は、売上高3,191百万円(前年同期比198百万円増)、営業損失1,495百万円(前年同期は営業損失1,849百万円)、経常損失766百万円(前年同期は経常損失1,498百万円)、四半期純損失321百万円(前年同期は四半期純損失1,505百万円)となりました。

ホテル事業の部門別の営業概況は次のとおりです。

(宿泊部門)

ホテルオークラ京都(「京都ホテルオークラ」から2022年1月20日名称変更)では、紅葉の行楽シーズンなどにより10月以降の客室稼働は緩やかに回復しつつあります。また、大晦日の売上高は過去最高となるなど、改善傾向が続いております。しかしながら、9月までに緊急事態宣言等が繰り返し発令された事による外出自粛等の影響により、厳しい状況となりました。

からすま京都ホテルでは、個人客向けの低単価プラン等の販売や、秋口からの修学旅行の再開などにより前年同期を上回る売上となりました。

この結果、宿泊部門の売上高は1,004百万円(前年同期比110百万円減)となりました。

(宴会部門)

緊急事態宣言等による各制限が解除となった以降も、企業では宴会等の自粛が続いており、厳しい状況となりました。一方でWEB形式での会議の利用、各種試験会場や研修の開催提案等により、新たな需要の掘り起こしを行いました。婚礼宴会では、1件当りの人数は減っているものの、件数は増加傾向にあり、少人数プラン等の販売強化を続けております。

この結果、宴会部門の売上高は771百万円(前年同期比308百万円増)となりました。

(レストラン部門)

11月からbuffetレストランを再開した事、惣菜などのテイクアウトやおせち料理の販売強化に取り組み、限定的ですが、売上減少を抑える事が出来ました。しかしながら、酒類の提供や営業時間に制限ある中での営業が続く、他部門同様に厳しい状況となりました。なお、集客が多いレストランを中心に人員を効率良く配置するなどの取り組みを実施し、コストカットや業務の効率化を進めております。

この結果、レストラン部門の売上高は1,065百万円(前年同期比19百万円減)となりました。

(その他部門)

テナント部門やホテルオークラ京都のフィットネスクラブなどの売上については、堅調に推移しております。

この結果、その他部門の売上高は350百万円(前年同期比20百万円増)となりました。

部門別の売上高及び構成比等は、以下のとおりです。

区分	当第3四半期累計期間 (自 2021年 4月 1日 至 2021年12月31日)		前年同期比 (%)
	金額(千円)	構成比(%)	
宿泊部門	1,004,087	31.4	90.0
宴会部門	771,303	24.2	166.5
レストラン部門	1,065,861	33.4	98.2
その他部門	350,724	11.0	106.2
合計	3,191,977	100.0	106.6

(財政状態)

当第3四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ98百万円増加し、17,182百万円となりました。

負債につきましては、前事業年度末に比べ580百万円減少し、15,800百万円となりました。また、純資産は前事業年度末に比べ678百万円増加し、1,382百万円となり、自己資本比率は8.0%となりました。

(2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において当社の優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	15,000,000
A種優先株式	1,000
計	15,000,000

(注)当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式15,000,000株、A種優先株式1,000株であり、合計では15,001,000株となりますが、発行可能株式総数は、15,000,000株とする旨定款に規定しております。

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	12,065,400	12,065,400	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は100株であります。
A種優先株式	1,000	1,000	非上場	単元株式数は1株であります。(注)
計	12,066,400	12,066,400		

(注) A種優先株式の内容は次のとおりであります。

- (1) 単元株式数は1株であります。
- (2) 優先配当金

優先配当金

ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、前事業年度に係る期末配当後の未払A種優先配当金(もしあれば)の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額の配当金(以下「優先配当金」という。)を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日以前である日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したとき(以下当該配当金を「期中優先配当金」という。)は、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

累積条項

ある事業年度において、A種優先株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額が、当該事業年度に係るA種優先配当金額に達しないときは、その不足額(以下「未払A種優先配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。

非参加条項

当社は、A種優先株主等に対して、A種優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。

優先中間配当金

期末配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(期中配当)をすることができる。

(3) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対して、普通株主等に先立って、A種優先株式1株当たり、基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額(ただし、基本償還価額相当額および控除価額相当額は、基本償還価額算式および控除価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」(残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。))と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」(残余財産分配日までの間に支払われたA種優先配当金(残余財産分配日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。))の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。A種優先株主等に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(4) 金銭を対価とする償還請求権

A種優先株主は、いつでも、当会社に対し、会社法第461条第2項所定の分配可能額を取得の上限として、A種優先株式の全部または一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求することができる。当会社は、かかる請求がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったA種優先株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定する。

(5) 金銭を対価とする取得条項

当社は、いつでも、当会社の取締役会決議に基づき別に定める日(以下「強制償還日」という。)の到来をもって、A種優先株式の全部または一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。A種優先株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法による。A種優先株式1株当たりの取得価額は、(3)に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額(ただし、基本償還価額相当額および控除価額相当額は、基本償還価額算式および控除価額算式における「償還請求日」を「強制償還日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「強制償還前支払済優先配当金」(強制償還日までの間に支払われたA種優先配当金(強制償還日までの間に支払われたA種期中優先配当金を含む。))の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)とする。

なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本強制償還価額相当額から控除する。

(6) 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(7) 株式の併合または分割等

法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。A種優先株主には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。

(8) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年12月31日		普通株式 12,065,400 A種優先株式 1,000		100,000		25,000

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 1,000		(注)
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 200		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,060,300	120,603	同上
単元未満株式	普通株式 4,900		
発行済株式総数	12,066,400		
総株主の議決権		120,603	

(注) A種優先株式の内容は、「(1)株式の総数等 発行済株式 (注)」に記載のとおりです。

【自己株式等】

2021年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社京都ホテル	京都市中京区河原町通二条 南入一之船入町537番地の4	200		200	0.00
計		200		200	0.00

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

役職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)	就任年月日
取締役	西村 直樹	1963年10月10日生	1986年4月 当社入社 2008年11月 当社営業企画部長 2010年2月 当社カスタマーリレーション部長 2011年11月 当社営業企画部長 2012年12月 当社販売促進部付部長 2014年4月 当社外販部付部長「京都ホテルオークラ別邸栗田山荘 支配人」 2014年12月 当社からすま営業部付部長 2019年7月 当社からすま営業部付部長「からすま京都ホテル副総支配人」 2020年6月 当社執行役員からすま営業部長「からすま京都ホテル総支配人」 2021年9月 当社執行役員販売サポート部長「京都ホテルオークラ副総支配人」 2021年9月 当社取締役販売サポート部長「ホテルオークラ京都副総支配人」(現任)	普通株式 100	2021年9月27日

(注) 取締役の任期は、就任の時から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

(2) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
取締役 販売サポート部長	奥田 昭人	2021年8月12日

(3) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性12名 女性2名 (役員のうち女性の比率14.3%)

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(2021年10月1日から2021年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(2021年4月1日から2021年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、ひかり監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第102期事業年度 有限責任監査法人トーマツ

第103期第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間 ひかり監査法人

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,954,931	2,785,874
売掛金	214,949	363,421
原材料及び貯蔵品	53,280	75,967
前払費用	46,708	31,827
未収消費税等	170,902	-
その他	26,925	65,829
貸倒引当金	55	143
流動資産合計	2,467,643	3,322,777
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	8,842,435	8,388,178
構築物（純額）	23,500	15,706
機械装置及び運搬具（純額）	130,098	119,543
器具及び備品（純額）	278,096	233,711
土地	5,071,341	4,890,314
リース資産（純額）	88,342	62,731
有形固定資産合計	14,433,815	13,710,186
無形固定資産		
ソフトウェア	12,274	10,329
リース資産	56,844	34,679
電話加入権	4,429	4,284
商標権	154	116
無形固定資産合計	73,702	49,410
投資その他の資産		
投資有価証券	10,300	10,300
長期前払費用	36,430	23,886
差入保証金	52,010	51,771
その他	11,030	14,630
投資その他の資産合計	109,771	100,588
固定資産合計	14,617,288	13,860,184
資産合計	17,084,932	17,182,962

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2021年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	71,911	177,012
短期借入金	3,000,000	3,000,000
1年内返済予定の長期借入金	448,000	448,000
リース債務	117,693	110,253
未払金	421,730	480,100
未払費用	49,240	108,861
未払法人税等	13,029	3,845
前受金	198,964	60,563
預り金	43,293	55,906
前受収益	41,876	54,320
賞与引当金	62,010	-
その他	63,013	38,867
流動負債合計	4,530,764	4,537,730
固定負債		
社債	2,000,000	2,000,000
長期借入金	8,512,000	8,288,000
リース債務	188,183	107,396
長期未払金	309,531	181,747
退職給付引当金	10,903	881
長期預り保証金	829,233	684,592
固定負債合計	11,849,850	11,262,617
負債合計	16,380,615	15,800,347
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,568,916	100,000
資本剰余金		
資本準備金	750,221	25,000
その他資本剰余金	80,265	1,579,469
資本剰余金合計	830,486	1,604,469
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,694,934	321,701
利益剰余金合計	1,694,934	321,701
自己株式	152	152
株主資本合計	704,316	1,382,614
純資産合計	704,316	1,382,614
負債純資産合計	17,084,932	17,182,962

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自2020年4月1日 至2020年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自2021年4月1日 至2021年12月31日)
売上高	2,993,889	3,191,977
売上原価	520,784	611,106
売上総利益	2,473,104	2,580,871
販売費及び一般管理費	4,322,650	4,076,391
営業損失()	1,849,545	1,495,519
営業外収益		
補助金収入	¹ 498,278	¹ 855,535
受取手数料	2,169	2,149
基地局設置手数料	2,048	2,399
受取保険金	567	2,837
協賛金収入	1,750	-
その他	3,514	3,803
営業外収益合計	508,329	866,726
営業外費用		
支払利息	148,515	124,136
支払手数料	7,978	7,228
その他	793	6,076
営業外費用合計	157,287	137,440
経常損失()	1,498,503	766,233
特別利益		
固定資産売却益	-	² 453,761
特別利益合計	-	453,761
特別損失		
固定資産除却損	3,131	5,384
特別損失合計	3,131	5,384
税引前四半期純損失()	1,501,635	317,856
法人税、住民税及び事業税	3,970	3,845
法人税等調整額	316	-
法人税等合計	3,654	3,845
四半期純損失()	1,505,289	321,701

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

当第3四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当社は、株式会社オークラニックホテルマネジメント(運営会社)が運営するポイントプログラムに参加しており、当社が顧客に付与した当該ポイントについては、従来、販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、当該ポイントは当社が運営会社のために回収した金額として、取引価格から減額する方法に変更しております。また、配送料収入について、従来は、総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、第1四半期会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当第3四半期累計期間の売上高は35,817千円減少し、売上原価は8,836千円減少し、販売費及び一般管理費は26,980千円減少しました。営業損失、経常損失及び税引前四半期純損失、また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第3四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(追加情報)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

当第3四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、時価をもって四半期貸借対照表価額とする金融商品を保有しておらず、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(固定資産の減損)

当第3四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積りの仮定については、前事業年度の有価証券報告書の「第5 経理の状況 1 財務諸表等 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載した内容から、重要な変更はありません。

(四半期損益計算書関係)

1 補助金収入の内訳は次のとおりであります。

前第3四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
主に新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金であります。

当第3四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
主に新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金であります。

2 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

前第3四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
京都府京都市東山区の土地建物を譲渡した事による譲渡益です。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2020年 4月 1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2021年 4月 1日 至 2021年12月31日)
減価償却費	635,668千円	601,431千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月18日 定時株主総会	普通株式	33,273	3.00	2020年3月31日	2020年6月19日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、2021年9月27日開催の臨時株主総会決議に基づき、A種優先株式を発行し、2021年9月30日付けでD B J 飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合から第三者割当増資の払込みを受け、資本金500,000千円及び資本準備金500,000千円を増加しましたが、同日に会社法第447条第1項並びに第448条第1項の規定に基づき、資本金を1,968,916千円、資本準備金を1,225,221千円減少し、その他資本剰余金に振り替えております。加えて同日会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金を1,694,934千円減少し、繰越利益剰余金を同額増加しました。

この結果、当第3四半期会計期間末において資本金100,000千円、資本剰余金1,604,469千円、利益剰余金321,701千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

当社は、内外顧客の宿泊・料理飲食・宴会等を中心とするホテル経営及びホテル付随業務を事業内容としております。経営資源の配分の決定及び業績評価は当社全体で行っていること等から判断して、報告セグメントが単一であるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当第3四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

当社は、内外顧客の宿泊・料理飲食・宴会等を中心とするホテル経営及びホテル付随業務を事業内容としております。経営資源の配分の決定及び業績評価は当社全体で行っていること等から判断して、報告セグメントが単一であるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第3四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

(単位:千円)

	宿泊部門	宴会部門	レストラン 部門	その他	合計
室料売上	888,718	141,508	7,099	-	1,037,326
料理売上	-	251,269	859,958	-	1,111,227
飲料売上	3,721	43,637	89,694	-	137,054
雑貨売上	8,335	109,859	23,272	16,704	158,171
その他	103,311	225,029	85,837	88,892	503,071
顧客との契約から生じる収益	1,004,087	771,303	1,065,861	105,597	2,946,850
その他の収益	-	-	-	245,127	245,127
外部顧客への売上高	1,004,087	771,303	1,065,861	350,724	3,191,977

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失()及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自 2020年 4月 1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2021年 4月 1日 至 2021年12月31日)
1株当たり四半期純損失()	135円72銭	27円51銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失()	1,505,289千円	321,701千円
普通株主に帰属しない金額	千円	10,191千円
普通株式に係る四半期純損失()	1,505,289千円	331,893千円
普通株式の期中平均株式数	11,091,199株	12,065,199株

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年2月14日

株式会社京都ホテル
取締役会 御中

ひかり監査法人

京都事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士 光田 周史

指定社員
業務執行社員

公認会計士 岩永 憲秀

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社京都ホテルの2021年4月1日から2022年3月31日までの第103期事業年度の第3四半期会計期間(2021年10月1日から2021年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(2021年4月1日から2021年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社京都ホテルの2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2021年3月31日をもって終了した前事業年度の第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間に係る四半期財務諸表並びに前事業年度の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期財務諸表に対して2021年2月9日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該財務諸表に対して2021年6月21日付けで無限定適正意見を表明している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。